

## **【事案Ⅵ－４】自然災害共済金請求**

・2021年9月9日 裁定審議適格性なし

### **<事案の概要>**

申立人は、2018年2月発生の大雪（以下「本件大雪」）および同年9月発生台風（以下「本件台風」）により建物が大きく損傷したとして、2020年12月のリフォーム業者の調査（見積書）に基づいて被申立人に自然災害共済金の支払を求めた。これに対し、被申立人は、自然災害による損傷でないとして支払を拒絶したことを不服として、裁定の申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨

被申立人は、本件大雪及び本件台風による共済契約証書記載の建物の被害につき、自然災害共済金274万460円を申立人に支払え、との判断を求める。

#### 2. 申立ての理由

- (1) 申立人は、被申立人との間で、申立人自宅建物（以下「本件建物」）に関し、共済契約を締結し、2020年9月1日にいたるまで毎年更新された。
- (2) 本件大雪、本件台風によって、本件建物の雨樋、堅樋、軒天、瓦、漆喰、網戸等が大きく損傷（以下「本件損傷部分」）した。申立人は、本件大雪の際、本件建物の雨樋に大量の雪が積もっている状況、本件台風の強風で本件建物の軒天が剥がされ飛ばされていく様子を実際に見ている。
- (3) 2020年12月、リフォーム業者（以下「本件業者」）が申立人から依頼を受け、本件建物につき調査したところ、とりわけ本件損傷部分は、その損傷の部位・程度・範囲からして、いずれも一般的な経年劣化による損傷のレベルを優に超えており、本件業者は、リフォーム業に従事する専門家としての立場から、台風の強風、積雪などの自然災害によって被害を受けたと判断し、本件損傷部分につき2020年12月11日付調査報告書（兼見積書）（以下「本件報告書」）を作成した。
- (4) 2020年12月11日、被申立人に対し、本件報告書及びその他関係資料とともに共済金の申請を行った（以下「本件申請」）。
- (5) ところが、被申立人は、本件損傷部分のどの部分に異議があるかを明確に回答することなく、共済金は支給できない。証拠がない。本件損傷部分について10万円なら支払う。見積りを出した本件業者を信用できないなどと述べ、不自然・不合理な対応に終始しており、現在にいたるまで適正な共済金を給付しようとしないうちが続けている。

まず、2021年1月に被申立人選定の調査会社担当者による本件損傷部分の調査を行い、申立人および本件業者も立ち会った。調査会社担当者は、本件建物の損傷状況

がどうあれ、経年劣化の方向で話を進めるよう、事前に被申立人担当者と口裏合わせをしていたと思われる。

- (6) 上記調査後、被申立人担当者から申立人に電話があり、本件業者ホームページの「0円リフォーム」との広告から本件業者を詐欺会社であると断じた。これは、明確な根拠がないにもかかわらず、ことさら本件業者の社会的信用を貶めるもので、かつ、いたずらに申立人の不安感を煽る無作法きわまりないものである。
- (7) 上記(6)の電話で、被申立人担当者は、本件損傷部分について自然災害によるものとの証拠がない、と述べているが、通常の経年劣化として考えられる基準を大幅に上回る損傷が広範囲にわたっている。
- (8) 被申立人担当者は、申立人との数回の電話のなかで「調査会社を変えても結果は変わらない。」「支給金額は変わらない。」と述べつつ、他方で「もう一回調査してみて、全面は無理ですが一部だけ支給するのはどうですか。」などと前後矛盾した発言を繰り返している。
- (9) 以上要するに、申立人が、本件業者による本件報告書等により本件申請を行ったことから、根拠の乏しい風評だけで本件業者を悪徳業者誣しんだ被申立人が、本件申請当初からその誤った認識を前提に、共済金支出を極力抑えるため、本件損傷部分の各部分について調査結果等を示すことなく、いずれも経年劣化によるものだとの口頭の回答のみで、およそ共済金の支払はできないと無下な対応をとったものである。さらに被申立人は、申立人に対し、明確な根拠がないのに本件業者を詐欺業者と断じてしまった手前、立場上、この発言を撤回することができなくなり、代理人弁護士を通して問題のみ消しに踏み切ったというのが実態である。被申立人の代理人弁護士からの回答文書等も、申立人に対する挑発的な内容であり、これまでの不合理な自身の対応を上塗りする形となっている。このように被申立人は、自身の社会的意義を疑わしめる対応に終始しているのである。
- (10) 以上より、本件建物にとっても不健全な状態が続いているため、申立ての趣旨記載の判断を求める。

## **<共済団体の主張>**

### **1. 申立ての趣旨・理由に対する答弁**

被申立人は、本案件について裁判所に対し訴訟を提起する予定であることから、裁定手続規則第16条（裁定審議を行わない場合）第三号に該当するため、裁定審議を行わないとの判断を求める。

## **<裁定の概要>**

適格性審査の結果、訴訟への係属を確認したうえで、裁定手続規則第16条第三号に基づき、裁定審議開始に係る適格性なしとし、手続を終了することとした。